

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 6 年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0480-61-2228 月曜日～日曜日 9時～18時

担 当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 中村 未央 _____

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名 みずほの里居宅介護支援

所 在 地 埼玉県加須市平永142

事業所の指定番号 居宅介護支援事業（埼玉県 第1173800119号）

サービス提供実施地域 加須市 久喜市（鷲宮地域）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員（常勤）1名

介護支援専門員（常勤）3名以上

(3) 営業時間

月曜日～日曜日 9時～18時（24時間連絡体制あり）

3. 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク 初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して、利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 内容及び手続の説明及び同意

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明します。（別紙のとおり）

(4) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(5) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案をもとに利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(6) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者または家族より、文書による同意を受けて交付します。

(7) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施、結果を記録します。

(8) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)から(5)を実施します。

(9) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師（以下「主治の医師等」という。）または薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または、歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) ※地域単価 加須市：6級地 1単位 10.42 にて

(ア) 居宅介護支援費

要介護1・2 11,316円 (1,086単位×10.42)

要介護3・4・5 14,702円 (1,411単位×10.42)

(イ) 加算を算定した場合

特定事業所加算(Ⅱ) 4,386円 (421単位×10.42)

初回加算 3,126円 (300単位×10.42)

入院時情報連携加算(Ⅰ) 1回まで 2,605円 (250単位×10.42)

入院時情報連携加算(Ⅱ) 1回まで 2,084円 (200単位×10.42)

退院・退所加算 4,689～9,378円 (450単位～900単位×10.42)

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき1月2回まで 2,084円

(200単位×10.42)

通院時情報連携加算 1月につき1回まで 521円 (50単位×10.42)

(2) 交通費

いたっていません。

(3) 解約料

ご利用者のご都合により解約した場合は、下記の料金をいただきます。

- ・ 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合（基本費用）

11,316 円（1,086 単位×10.42 円）要介護 1・2

14,702 円（1,411 単位×10.42 円）要介護 3・4・5

- ・ 国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出終了後に解約をした場合は、料金は一切かかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

加須市役所（高齢介護課） 電話 0480-62-1111

騎西総合支所（福祉健康担当） 電話 0480-73-1111

大利根総合支所（福祉健康担当） 電話 0480-72-1317

北川辺総合支所（福祉健康課担当） 電話 0280-61-1204

久喜市役所 電話 0480-22-1111

鷲宮総合支所 電話 0480-58-1111

埼玉県運営適正化委員会福祉サービス苦情相談係

電話 048-822-1243

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係

電話 048-824-2568

第三者委員

古峰 孝 電話 0480-61-5145

松本 正行 電話 0480-61-5755

町田 由男 電話 0480-61-5377

長濱 英男 電話 0480-61-3998

6. 事故発生時の対応

事故発生時、上司と連絡を取り速やかに対応します。

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に際して、とった処置について記録します。

(3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会の開催

(2) 高齢者虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待防止研修の実施

(4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報するものとする。

8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

(1) 感染対策委員会の開催

(2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者住所 埼玉県加須市平永142
名称 みずほの里居宅介護支援

管理者 中村 未央 印

説明者 介護支援専門員 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(家族代表)
住所

氏名 印

本人との関係